

## あいち外国人の日本語教育推進会議の傍聴に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、あいち外国人の日本語教育推進会議開催要領第7条第2項に基づき、あいち外国人の日本語教育推進会議（以下「総合調整会議」という。）の傍聴にかかる手続き、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

### (傍聴者の定員)

第2条 総合調整会議の傍聴者の定員は、総合調整会議の都度、決定する。

### (傍聴の申込及び傍聴者の決定方法)

第3条 傍聴を希望する者は、総合調整会議傍聴申込書により、事前に申し込むものとする。

なお、希望者多数の場合は抽選で決定し、傍聴者には傍聴証を交付する。

### (総合調整会議の会場に入ることができない者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって事務局が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、事務局が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

### (傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、事務局が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話については、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に事務局が許可した場合は、この限りではない。

(事務局の指示)

第7条 事務局は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴者がこの要領又は事務局の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

(報道関係者の取扱)

第8条 報道関係者は、第2条、第3条の規定に関わらず、会議を傍聴することができる。

(部会の傍聴への準用)

第9条 部会の傍聴については、本要領の各規定を準用する。

(附則)

この要領は、令和3年1月13日から施行する。